

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の3第2項の規定により、等級及び職制ごとの職員数について公表します。

木曾岬町長 加藤 隆

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和4年4月1日現在)

行政職給料表(一)により給与を支給する者

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	人	(人)	(%)	段階
7級	統括監、参事の職務	0	0.0%	統括監	0	0	0.0%	参事級
6級	会計管理者、課長、事務局長 課長副参事、園長の職務	11	16.9%	会計管理者 課長 課長副参事 園長	1 6 3 1	11	16.9%	課長級
5級	調整監、課長補佐、副園長の職務	13	20.0%	課長補佐 副園長	12 1	13	20.0%	課長補佐級
4級	主幹、係長の職務	10	15.4%	主幹 係長	2 8	14	21.5%	係長・主任級
3級	主任の職務	4	6.2%	主任	4			
2級	主事の職務	19	29.2%	主事	19	27	41.5%	係員
1級	定型的な業務又は補助的な業務を 行う職員の職務	8	12.3%	主事補	8			
合 計		65	100%		65	65	100%	

※特別職、技能労務職その他臨時職員等は含みません。